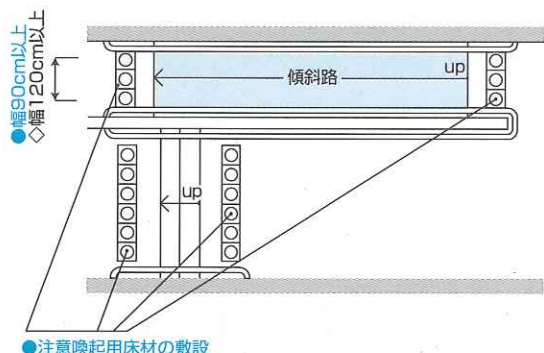


(2) 敷地内の通路②

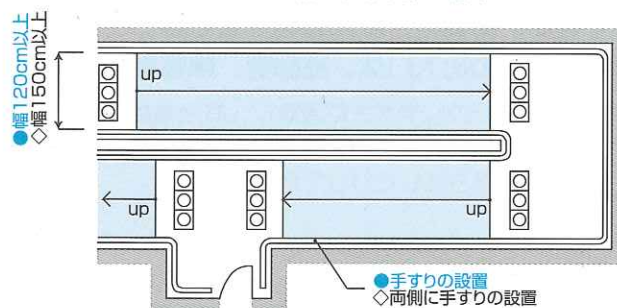
⊗ 注意マーク

有効幅員

階段を併設する場合

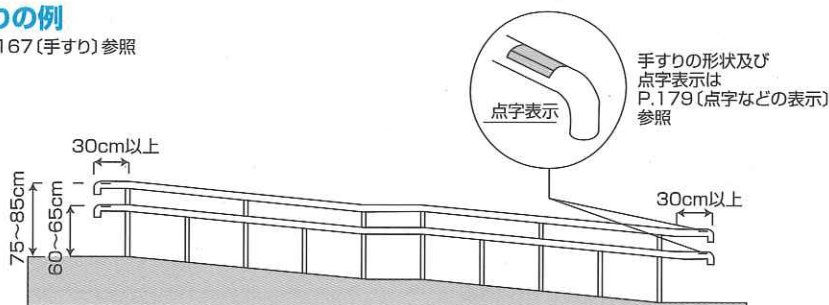


通路全幅が傾斜路の場合

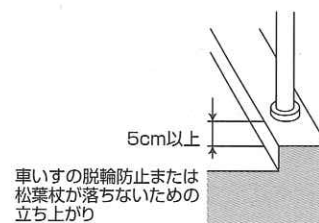


手すりの例

P.167 (手すり) 参照



縁部の立ち上がり



案内表示

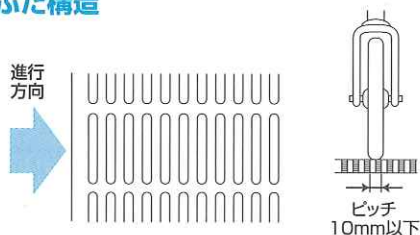
- 敷地が広い場合など遠くからでも傾斜路の設置場所がわかりやすいように案内表示をします。



- 車いす使用者用の便所と間違えることがあるので、文字による説明を付けることが望まれます。

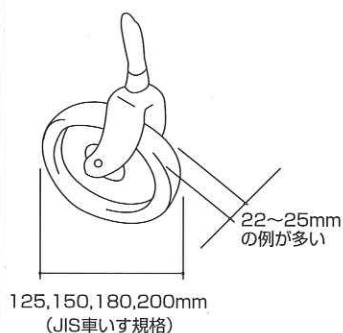
排水溝のふた

ふた構造



- 溝ぶたは細目タイプが望まれます。車いすの前輪や杖が溝ぶたにはまった場合、動けなくなるだけでなく、転倒の危険もあります。
- 溝ぶたの目は、進行方向と直交するようにします。

車いすの前輪(キャスター)



白杖の寸法



1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口 ①

設計のポイント

廊下等は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全に通行できることが必要です。

また、各室の出入口は、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

□車いす等の通行のしやすさに留意し、有効幅員の確保・戸の構造・段を設けないことに配慮が必要です。

□廊下では、室内に比べて移動の速度も比較的早く、また、小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気づかず、つまずいたり、踏み外したりして危険です。

整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

1 表面は、粗面とし、又は^①滑りにくい材料で仕上げること。

2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。

3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等(廊下その他これに類するもの^②)をいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 幅は、^③内法を120cm以上とすること。

イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが^④転回することができる構造の部分^④を設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす^⑤使用者用特殊構造昇降機^⑤を設けること。

エ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は(2)の項5に定める構造とすること。

5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。

●基準の解説

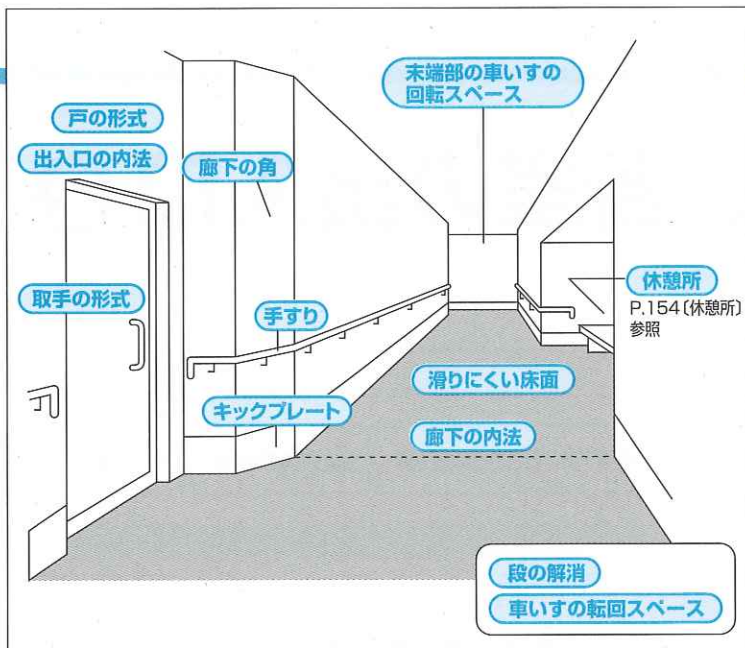
① 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。
[P.163(床(路面)仕上げの目安)参照]

② 建築物出入口から利用目的となる室までの経路部分で、廊下の他、エントランスホール(エレベーターに至る経路も含みます。)などのことです。

③ 通路を車いすや松葉杖使用者が通行しやすく、車いすと横向きの人がすれ違える寸法です。

④ 車いすが180°方向転換できるスペースは、[140cm×140cm]以上です。

⑤ P.188(段差解消機・階段昇降機)参照



さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

廊下等

- 1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
- 2) 段を設ける場合においては、当該段は、3「階段」に定める構造に準じたものとする。
- 3) 直接地上へ通ずる1「出入口」1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1「出入口」1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の1「出入口」2)に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を **180cm** (廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合にあっては、**140cm**)以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設けること。
 - ハ 「出入口」に定める構造の出入口並びに4「昇降機」2)又は3)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
 - ニ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - ホ 特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
- 4) 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうちの1以上の出入口)から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- 5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、内法を **150cm** (段を併設する場合にあっては、**120cm**)以上とすること。
 - ロ 勾配は、**12分の1**を越えないこと。
 - ハ 高さが**75cm**を越える傾斜路にあっては、高さ**75cm**以内ごとに踏幅**150cm**以上の踊場を設けること。
 - ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅**150cm**以上の踊場を設けること。
 - ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
 - ト 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
 - チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

出入口

- 2) 不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。
 - イ 幅は、内法を **90cm**以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。